

第76号議案

芦屋市立すくすく学級の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市立すくすく学級の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年12月1日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、関係条文を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市立すくすく学級の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市立すくすく学級の設置及び管理に関する条例(平成23年芦屋市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

参 照

芦屋市立すくすく学級の設置及び管理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

児童福祉法の一部改正に伴い，関係条文を整理するため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

条例で引用する児童福祉法の条項「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改める。(第3条関係)

3 施行期日

平成27年1月1日